

国税庁企画課発表 平成23年分「会社標本調査」結果

この調査は、昭和26年分から始まり、以後毎年実施しており今回で62回目になります。

この調査の目的は、企業の実態を明らかにすることにより租税収入の見積りを行い、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料にすることにあります。その概要等を見てください。

□概要

平成23年度の法人数は約257万8,500社で前年より0.3% (約8,300社) の減少となりました。

欠損法人割合は72.3%となっており前年度より0.5%減少しました。業種別の欠損法人割合を見ると、高い方から順番で料理飲食旅館業、繊維工業、出版印刷業の順、低い方からは不動産業、卸売業、運輸通信公益事業となっています。

利益計上法人について、業種別の所得率を見ますと、鉱業(23.4%)が最も高く、次いで不動

産業(9.7%)、運輸通信公益事業(7.0%)の順となっています。法人税額は前年度より+2.9%(2,427億円)増加しました。所得税額控除額は+0.2%(29億円)、外国税額控除額は+47.2%(1,387億円)増加しています。

□交際費等

交際費等は前年度に比べて2.0%(575億円)減少しました。税法上損金算入額は1兆1,447億円で支出額に占める割合は39.8%でした。営業収入10万円当たりでは交際費は226円となっています。

□寄附金

寄附金の支出額は前年度に比べて+3.0%(211億円)増加しました。総額7,168億円は、最高額だった前年度をさらに更新しました。東日本大震災の影響で被災地などへの寄附金が増加したものとみられます。

営業収入10万円当たりでは寄附金は56円が平均となっていますが、業種別では化学工業が一番多くて、125円、次いで不動産業が79円で続いています。

ナマの税務相談室

Q 懸案の不動産の売却処分がやっと終了し今度は税金のことが気になりました。ご相談に伺いました。

A ご苦労様です。
当然、税も気になりますね。

Q 実は今回父から相続した居住用家屋(建築25年経過)を6,000万円で売却しました。

4年前に借地更新契約時期が到来したものですから底地の買取交渉を致し、この近辺は路線価の底地割合が30%ということで更地時価の30%に当たる1,500万円で購入いたしました。

A 居住用の不動産を売却した場合、居住用特別控除が限度額3,000万円があること。また、譲渡所得には不動産の取得時期により短期譲渡か長期譲渡かの区分問題がありそれに基づき税金を計算することが注意事項です。譲渡経費等は如何でしたか。

底地取得後の 不動産の売却

Q 不動産の仲介料186万円と家屋の取り壊し費用が200万円です。

A 底地の購入が4年前ですから、その分に

対応する収入は短期譲渡です。収入は6,000万円の30%で1,800万円です。

取得費は1,500万円。仲介料186万円の30%の55.8万円、取り壊し200万円の30%で60万円、費用合計を1,800万円から控除すると184.2万円です。居住用特別控除額を優先適用して短期譲渡所得はゼロです。

借地権相当部分の収入は4,200万円で取得費は5%で210万円です。譲渡費用の仲介料と取り壊し費用の各々70%合計480.2万円を差し引くと3,719.8万円です。ここから特別控除残額2815.8万円を差し引くと904万円が長期譲渡所得になるわけです。所得税、住民税併せ軽減税率14%を適用し、126万5,600円の税金です。

(所基通33—11の3)

ナマの税務相談室